

国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う 「警戒レベル」の運用開始について

国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）により、本町が発令する避難情報に対応した警戒レベル運用を、令和元年7月1日（月）から開始することとしましたのでお知らせします。

国では、平成30年7月豪雨において、避難勧告や避難指示（緊急）等の危険度について住民の認知が低かったことや、様々な防災情報を住民が十分に活用できなかったことから、災害の発生の高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため、直感的に理解できる防災情報である「警戒レベル」で避難のタイミングを伝えることとしたものです。

| 警戒レベル | 住民がとるべき行動 | 避難情報 | 情報発信源 |
|--------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------|
| 警戒レベル5 すでに災害が発生している状況 | 命を守るための最善の行動をとる | NEW 災害発生情報 | 町が発令 |
| 警戒レベル4 | 全員避難 | 避難勧告・ 避難指示（緊急） | |
| 警戒レベル3 | 高齢者 障がい者 乳幼児 など その支援者は避難、他の住民は準備 | 避難準備・高齢者等避難開始 | |
| 警戒レベル2 | 自らの避難行動を確認 | 洪水注意報・大雨注意報 | 気象庁が発表 |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める | 警報級の可能性（早期注意情報） | |

※身の危険を感じたときは警戒レベルに関わらず避難して下さい。必ずしも段階的に、レベル1から順に発令されるとは限りません。

※警戒レベルは、洪水・土砂災害・高潮・内水氾濫に用いられます。

（津波はレベル区分になじまないため対象外となっています。）

次のような内容で防災行政無線にて避難行動を呼びかけます。

【 警戒レベル4 避難勧告の伝達文例 】 ※土砂災害情報の場合

- 町役場総務課からお知らせします。
- 大雨により、土砂災害の危険性が非常に高まっています。
警戒レベル4 避難勧告を発令しました。
- 各避難所または屋内の安全な場所に避難してください。